

共生・公正・創造



# 東日本タイムズ号外

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~JRTU-HWU/>

ジェイアール東日本労働組合  
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号  
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290  
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

## 【シリーズ13】

### 組合費を用いて容疑者全面支援体制を執る、または執らざるを得ないJR総連・東労組の本当の狙い

JR総連・東労組は「浦和電車区事件・東京地裁公判」が開催される都度、1,200名前後の組合員大量動員による傍聴券獲得運動を展開。公判終了後は報告集会を開催するなど、大がかりな被告支援活動を日当1,000円を支払って続けているという。懇意な参加者から直接聞いたところでは、その大半は、参加しないことで「組織破壊者」と言われぬように、内心は嫌々ながら参加しているのだということだ。

JR総連・東労組が組織を挙げての異様な傍聴券獲得行動、家族まで含めた被告への手厚い支援、「冤罪・浦和電車区事件」と勝手に銘打った広範囲な外部支援団体の組織化などなど、およそ普通の労働組合らしからぬ諸行動の裏に透けて見えるものがある。それは、松崎氏とJR総連・東労組執行部は一審の敗訴を既に予測し、最高裁までの長期裁判闘争を覚悟しているのではないかと、いうことである。

筆者がそう考える判断材料の一つとして、松崎明編著『仇花と崇高な心』（松明塾）の中の次の記述がある。

【（浦和電車区事件）裁判の成り行きによって、会社との立場の違いが顕在化してくる。裁判では会社側も証人と呼ばれることになり、会社側から見た目の証言をすることになる。その場合、必ずしも組合側が期待するような証言にはならないことを、予め心しておかなくてはならない。そのことによる労使の混乱を相手は期待している。そうならないように事実と違うことは別にして、立場の違いは割り切る必要がある。裁判が進めば進むほど立場の違いはハッキリしていくことになるであろう。また第一審の判決も無罪を信じつつ、いかなる判決が出てもいいように心構えは持っておかなくてはならない。不当判決が言い渡された場合、第一審の判決段階で、会社は処分を出すのが通例である。仮に第一審有罪の場合、「強要罪」という微罪といえども、何らかの処分が出されることは必至であり、予め裁判闘争をする意味をしっかりと議論しておかなくてはならない。処分は許せないことだが、この過程で労使混乱が起これば、これまた相手側の術中にはまるということであり、理性的な裁判をして行かなくてはならない。これは裁判闘争を始める前に、我々の構えとして良く意思統一しておかなくてはならない大事なことである】（上掲書314頁）

JR総連・東労組は、7人の被告につき、梁次邦夫氏を大宮地本副委員長に復帰させたほか、退職している一人以外の全員を「本部執行部員（担当部長）」として丸抱えした。また、「退職している一人」は、前出の「中央本部組織担当書記（美世志会）齋藤秀一」氏であるから、これも組合費による“本部直接・雇用”済み、ということである。齋藤秀一氏は自ら「吉田問題の最中、不祥事を起こし、会社を辞めました」と記しているように、JR東日本を既に退職した人物である。

退職原因となった“不祥事”とは、テレビ出演などで著名だった名門大学教授U氏が若い女性にカメラを用いてJR駅構で起こした不名誉事件として最近大きな話題となったと同種のものであるという。なお、同人が「懲戒解雇ではなく、諭旨解雇だった」と伝えられているのも、事実だとすれば“不思議な話”である。JR連合傘下・東日本労組と東日本ユニオン及び国労組合役員それぞれの意見を聞いてみると、異口同音に「これがわれわれの組合所属者が起こした同じ不祥事なら、会社は、文句なしに“懲戒解雇”にした筈だ」と言っていた。

< JR東日本労政『二十年目の検証』56ページから58ページより抜粋 >

# 民主化の声・声・声・・・

2005.10.24 その13

**風化させるな、東労組の強要事件！**

第8回公判 2003.9.19

## 現場長も、「東労組の言葉の暴力」を証言！

2003年9月19日、東京地裁において、「東労組役員らによる脱退・退職強要事件」に対する第8回公判が行われた。この日は、被害者の職場である浦和電車区の区長、副区長（当時）に対する主尋問が行われ、組合脱退と会社退職は強要されたものであったことを証言した。

### 【現場長（当時）に対する主尋問・抜粋】

- （検察）東労組の掲示ビラに「組織破壊攻撃が発生した」と書いてあるが、区長としてどう思ったか。
- （区長）私自身は、（被害者が）組織破壊行為をしたとは思わなかったし、除名になる事柄とも思っていなかった。
- （検察）2月28日、被害者から脱退届が出されたわけだが、区長はどう思ったか。
- （区長）組合に辞めさせられたと思った。被害者は何とか東労組との関係修復を願っていたと思う。長きに亘る東労組の言葉の暴力に屈してしまったのだと思う。
- （検察）4月に被害者は転勤希望を出しているが、どうしてだと思うか。
- （区長）東労組との冷却期間をとり、将来、関係回復をしたかったからだと思う。
- （検察）7月になって退職願が出されたが、区長として被害者の心境をどう思ったか。
- （区長）退職願にもあるとおり、年末からの組合問題で孤立し、言葉の暴力を受け続け、勤務遂行が困難な状態になったことから、職場を去るしかなかったのだと思う。

被害者が組合脱退や会社退職をしたのは、東労組の言葉の暴力が原因と、現場長がはっきり証言しているのである。問題は、なぜそこまで認識して、被害者を救ってやれなかったのか。現場長一個人の問題というより、すぐれて会社の職場管理、体質の問題である。

## 浦和電車区事件は、会社の職場管理、体質の問題でもある！

民主化の声・声・声・・・（続く）